答申第１号

答申

１　目的外利用が予想される個人情報

（１）生活環境部市民生活課

ア　個人情報の内容

自治会長・地区委員の氏名・住所

イ　提供の相手先

市民・一般企業

ウ　審査会の意見

提供の相手が市民であれば、日常生活のため公益性は認められる。相手が一般企業の場合は、営利活動のためなら公益性はない。ただし、企業であっても、利用の目的を聞いて、公益性があると判断すれば提供できる。不特定多数の利益か、特定の利益かで判断する。

ア　個人情報の内容

住民自治協議会役員の氏名・住所

イ　提供の相手先

市民

ウ　審査会の意見

まず、提供の相手が、その住民自治協議会が管轄する地区内の住民であれば提供できる。住民自治協議会は本来、公共性の高い事業を行っており、役員の氏名や住所は提供できると考える。取扱い方法を文書で徹底してから公表していくという方法もある。

（２）上野総合市民病院医療業務課

ア　個人情報の内容

患者氏名・住所・生年月日・診療記録

イ　提供の相手先

（財）日本医療機能評価機構

ウ　審査会の意見

厚生労働省のガイドラインについて、（財）日本医療機能評価機構への提供は第３者への提供ではないと考えられ、それなら、実施機関内部で利用することになるという解釈ができる。

カルテを提供する際には、名前や住所を隠して提供するのが基本である。ただし、名前や住所も必要だということであれば、公益性の必要に応じて提供してもよい。

（３）総務部税務課

ア　個人情報の内容

宅地等の所有者又は当該物件にかかる固定資産税の納税管理人の氏名・住所

イ　提供の相手先

伊賀市消防本部・伊賀南部消防組合・環境政策課

ウ　審査会の意見

火災の防止という意味では公益性があり、事務に必要な限度で利用することができると考える。

ただ、伊賀市個人情報保護条例の規定では、伊賀南部消防組合は実施機関となっていないが、同組合は伊賀市の行政事務の一部を行っているとも考えられ、その意味では、実施機関の消防長にあたるとも解釈できる。

（４）大山田支所健康福祉課

ア　個人情報の内容

６５歳以上独居高齢者

イ　提供の相手先

地区委員・住民自治協議会

ウ　審査会の意見

独居高齢者を地域住民で見守ることが目的であり、かつ、提供の相手先が地区委員や住民自治協議会の場合には、公益上の必要があり、提供は可能であると考える。

２　審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

記

審査会の処理経過

年　月　日	処　理　内　容
平成１９年１月１６日	諮問書受理
平成１９年２月　２日	各所管課に理由説明を求む 審議 答申　（第１回審査会）